

府情個第3433号
平成22年11月11日

宮部 龍彦 様

情報公開・個人情報保護審査会



補充理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された補充理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 諒問事件

諒問番号：平成22年（行個）諒問第75号

事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の一部開示決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

平成22年11月25日（木）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき閲覧に供することができるので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁の閲覧に供することにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写しを送付することとしますので、ご了承願います。

提出先：内閣府 情報公開・個人情報保護審査会

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎5階

FAX 03-3502-0035

(別紙)

第1 総論

1 独立した一体的な情報の取扱いについて

- (1) 行政機関の長は、独立した一体的な情報を更に細分化して、その一部を不開示とし、その余の部分には不開示部分に該当する情報は記録されていないものとしてこれを開示することを義務付けられていない（地方自治体の公文書公開条例に関する、最高裁平成8年（行ツ）第210号、第211号平成13年3月27日第三小法廷判決・民集55巻2号530ページ、最高裁平成9年（行ツ）第136号、137号平成14年2月28日第一小法廷判決・民集56巻2号467ページ参照）。
- (2) そして、このような、「独立した一体的な情報」をどの範囲でとらえるかについては、当該情報が記録された記載部分の物理的形状、その内容、作成名義、作成目的、当該文書の取得原因等を総合考慮の上、不開示事由に関する定めの趣旨に照らし、社会通念に従って判断すべきである。
- (3) また、一つの文書に記載されている情報の単位は、見る人の関心によって異なり、いわば重層的なものであって、その重層の各層ごとに不開示事由の存否を判断し、その結果、最終的に、不開示事由が認められる「層」の情報の単位が、情報の単位として把握されることになるものというべきである。
この点、「情報とは、ある事柄についての知らせを意味するものであり、社会通念上意味を有するひとまとまりの大きさを有していると考えられる。また、このひとまとまりの大きさについては、重層的な捉え方が可能である場合が多い。」「不開示情報についても、重層的な捉え方が可能である場合には、………開示することが適当でないと認められるひとまとまりをもって、その範囲を画することが適当である」とする情報公開審査会平成14年7月17日答申（平成13年請問第142号）も、上記と同趣旨を述べるものと解される。
- (4) なお、行政機関の長が、不開示事由に該当する独立した一体的な情報を更に細分化し、その一部分のみを不開示として、その余の部分を開示するといった態様の開示を任意に行うことは禁じられているものではない。

したがって、本件においても、かかる態様により、独立した一体的な情報の一部分を開示しているものがあるが、このことは、他の情報についての一体性の判断を左右するものではない。

2 人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報について

- (1) 理由説明書4(1)のとおり、人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報を開示すると、人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、職員間の協議・検討の内容に関する情報は、法第14条第7号の不開示情報に該当する。
- (2) なお、ある情報から職員間の協議・検討の具体的な内容が直ちに明らかにならないと考えられる場合であっても、開示された他の情報や審査請求人が既に知り得ている情報と併せると協議・検討の具体的な内容を推測することができる場合や、審査請求人が当該開示部分や協議・検討の日時、回数、頻度等を手掛かりに協議・検討の具体的な内容を独自に推測する場合もあり、かかる場合には、協議・検討の具体的な内容を直接的に示す情報が開示された場合と同様、職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、法第14条第7号の不開示情報に該当するものとみるべきである。
- (3) また、審査請求人が知り得ている事項が、職員間の協議・検討の内容に係る情報の一部を構成する場合（例えば、審査請求人が所持している文書の写しが職員間でやり取りされている場合等）は、それを含んだ協議・検討に係る当該情報全体が、法第14条第7号の不開示情報に該当するものとみるべきである。

なぜなら、当該事項が職員間の協議・検討の内容の一部になっているという事実から、上記(2)と同様に、協議・検討の具体的な内容を推測することができる場合や、審査請求人が職員間の協議・検討の具体的な内容を独自に推測する場合もあり、かかる場合も、職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるからである。

3 当機関が実施した調査の内容に関する情報について

- (1) 人権侵犯事件の調査事務は、様々な領域における幅広い事象を扱うものであり、また、その内容も機微にわたるものが多い。しかしながら、当機

関は、その事実関係の調査や解決のための措置として任意的手段しか有しておらず、その調査方法にはおのずから限界がある。そのような中、開示請求の都度、当機関の行った調査の内容をすべて明らかにしていくと、開示された情報の蓄積により、当機関の調査の手法を具体的に明らかにしてしまうことにつながりかねない。かかる場合、事後における類似事件の調査において、当機関の調査の手法を知った関係者等から誠実な供述が得られなくなるなど、人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- (2) したがって、当機関が実施した調査の内容に関する情報は、法第14条第7号の不開示情報に該当する。
- (3) なお、審査請求人が、調査の結果得られた証拠の内容について知り得ている場合であっても、審査請求人が、当機関が当該証拠を得ていること又はその経緯を知らない場合には、当該証拠の内容を含む当該調査の内容に係る当該情報が、全体として、法第14条第7号の不開示情報に該当するものとみるべきである。

なぜなら、調査の結果得られた証拠の内容を開示することによって、当機関が当該証拠を得たことが判明することになるとともに、その手法が推測されるおそれもあり、かかる場合も、上記(1)と同様に、職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるからである。

第2 各論

1 通し番号2から4までの文書（平成21年12月4日付け特別事件開始及び調査結果報告書。以下「文書2」という。）について

- (1) 文書2の1枚目及び2枚目の各「事件端緒」欄について
上記各部分には、本件人権侵犯事件における通報者に係る事項が記載されているところ、かかる事項を開示すると、通報者が報復や不利益を受けるおそれがある上、また、当機関に人権侵犯の事実を通報する意思を有している者が、報復や不利益を受けることを恐れて通報することに消極的になり、その結果として人権侵害の事実が潜在化したり、事件の調査においても通報者からの協力が得にくくなることが予想され、人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、上記各部分は、法第14条第7号の不開示情報に該当する。

(2) 文書2の3枚目の「事案の概要」欄及び「調査事実の要旨」欄の1項について

ア 上記各部分には、本件人権侵犯事件における通報者及び通報内容に係る事項が記載されているところ、かかる事項を開示すると、上記(1)のとおり、人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、上記各部分は、それぞれ、法第14条第7号の不開示情報に該当する。

イ なお、上記各部分には、それぞれ、通報者及び通報内容に係る事項が記載されているところ、これらが一体となって通報者が通報を行ったという内容を構成するものであるから、上記各部分は、社会通念上、それぞれ、1個の独立した一体的な情報を構成する。

(3) 文書2の3枚目の「【調査事実の要旨】」欄の2項について

ア 上記部分には、当機関が実施した調査の内容に係る事項が記載されている。

前記第1の3のとおり、当機関が実施した調査の内容に係る情報を開示すると、人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、上記部分は、法第14条第7号の不開示情報に該当する。

イ なお、上記部分には、調査の結果得られた証拠の内容とその手法及び経緯が記載されているところ、これらが一体となって当機関が実施した調査の内容を構成するものであるから、上記部分は、社会通念上、1個の独立した一体的な情報を構成する。

ウ 文書2の3枚目の「【調査事実の要旨】」欄の2項の3行目の10文字目から24文字目までの部分については、後記3と同様の理由が当てはまり、これを開示すると、職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同部分は、法第14条第7号の不開示情報に該当する。

2 通し番号5の文書（平成21年11月16日付け聴取書。以下「文書3」

という。)

- (1) 文書3には、本件人権侵犯事件における調査協力者に係る事項及び同人の発言内容が記載されているところ、かかる事項を開示すると、同人が報復や不利益を受けるおそれがある上、また、調査に対し協力する情報を提供する意思を有している者が、報復や不利益を受けることを恐れて調査に協力することに消極的になり、協力が得にくくなること等が予想され、強制的な調査権限を持たない当機関における人権侵犯事件の調査処理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、上記各部分は、それぞれ、法第14条第7号の不開示情報に該当する。

なお、文書3は、大津地方法務局担当官が行った電話聴取の内容が記載されたものであるところ、①発信日時、②発信者、③受信者、④会話の内容等が一体となって電話聴取の内容を構成するものであるから、文書3は、社会通念上、1個の独立した一体的な情報を構成する。

- (2) また、文書3のうち、「相手方」欄には、開示請求者以外の個人に関する事項が記載されており、同記載は、法第14条第2号の開示請求者以外の個人に関する情報に該当するため、不開示事由を追加して主張する。

3 通し番号6から25までの文書（「鳥取ループ掲示板」。以下「文書4」という。）

- (1) 文書4の不開示部分については、審査請求人が自ら開設している特定ブログ等の内容を印刷したものであり、審査請求人が知り得ている情報であると思料される。
- (2) しかしながら、審査請求人が知り得ている情報か否かにかかわらず、次に掲げる理由から、上記部分を開示した場合、当機関に対する国民からの信頼が失われ、人権侵犯事件における関係者に対する調査や、当機関が行う人権啓発活動が困難になるなど、職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ア 部落差別問題は、着実に解消に向けて進んでいるものの、結婚、就職問題を中心とする差別事案はいまだに後を絶たない状態にあり、当機関は、人権侵犯事件の調査処理等を通じ、部落差別問題の解決に努めてき

た。その中でも、当機関が重点的に取り組んできたものとして、「部落地名総鑑」の問題がある。

イ 「部落地名総鑑」とは、同和地区的所在地や地区名、世帯数、人口等を掲載した図書であり、その内容と、結婚や就職に際しての相手方の情報と照合することにより、その者が同和地区出身者であるか否かを判別し又はおおよその見当を付けることができるものであり、重大な部落差別につながるおそれの高いものである。

昭和50年11月、全国の同和地区的所在地や地区名、世帯数、人口等が記載された「部落地名総鑑」が販売されていることが発覚した。

これに対し、当機関は、人権侵犯事件として調査を実施し、その結果、昭和44年ころから昭和55年ころまでの間に、8種類の部落地名総鑑が発行されており、主として企業や興信所を中心に、延べ223社(人)に販売され、結婚や従業員の採用に当たっての身元調査等に使用されていたことが判明した。当機関は、これらの購入企業等に対し、人権侵犯事件として、勧告、説示等の措置を執るとともに、合計663冊の部落地名総鑑を回収し、平成元年7月に最終的な勧告等の措置を執り全事件の処理を終了した。

しかしながら、その後も、平成18年には、大阪市内で電子版の「部落地名総鑑」が発見されたとの報道がされるなど、「部落地名総鑑」の問題は解決したとはいえない状況にある。また、平成17年ころ、戸籍不正請求事件が発覚し、法務省の人権擁護機関として、不正請求を行った行政書士らに対する勧告等を行っており、本籍地による差別が依然として存在することは明らかである。

ウ さらに、近年では、本件人権侵犯事件のように、インターネット上の掲示板等において、特定の地域名を摘示した、「部落地名総鑑」類似の情報が掲載される事件も相次いでいる。このような情報を放置すると、部落差別が助長されるおそれがあるため、当機関は、このような情報を認知する都度、プロバイダ等に対し、その削除を要請するなどの措置を講じている。

エ 上記部分は、上記の「部落地名総鑑」とその性質を同じくするもので

あり、当機関が、長年にわたり、図書を回収したり、プロバイダ等に対して削除要請を行ってきた対象そのものである。

したがって、上記部分のように差別を助長する情報を開示することそれ自体が、部落差別事件の解決に向けた当機関の長年にわたる取組と相反するものであって、上記部分を開示した場合、当機関に対する国民からの信頼が失われるおそれがある。

才 また、審査請求人は、自身が開設するブログにおいて、本件人権侵犯事件等に関する法務局職員とのやり取りを公開するなどの行為にも及んでおり、上記部分を開示した場合、審査請求人が、同ブログ等において、同部分が開示されたことを公開する可能性が高く、上記工のおそれは極めて大きい（なお、かかる場合、審査請求人は、同部分も併せて公表することが予想され、その場合、特定地域の居住者等に対する不当な差別的取扱いを助長するおそれがあることは言うまでもない。）。

(3) よって、上記部分は、法第14条第7号の不開示情報に該当する。

4 通し番号27の文書（平成21年11月18日付け電子メール。以下「文書6」という。）について

(1) 文書6の1行目から18行目までは、法務省人権擁護局担当官と大津地方法務局担当官との間における、本件人権侵犯事件に関する協議・検討の内容が記載されたものであるところ、前記第1の2のとおり、職員間の協議・検討の内容に関する情報を開示すると、人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、上記部分は、法第14条第7号の不開示情報に該当する。

(2) なお、上記部分は、メールの件名、送受信者、送信日時、本文等の記載が一体となって職員間の協議・検討の内容を構成するものであるから、同部分は、社会通念上、1個の独立した一体的な情報を構成する。

仮に、上記部分が全体として1個の独立した一体的な情報を構成しないとしても、少なくとも、メール本文の部分には、上記職員間の協議・検討の内容が密接不可分に記載されており、これを更に細分化すると、もはや情報として意味を持たなくなるものであるから、少なくとも、同部分は、1個の独立した一体的な情報を構成するものというべきである。

5 通し番号28から30までの文書（平成21年11月30日付け電子メール。以下「文書7」という。）

(1) 文書7全体について

文書7は、大阪法務局担当官と大津地方法務局担当官との間における、本件人権侵犯事件に関する協議・検討の内容が記載されたものであるところ、前記第1の2のとおり、職員間の協議・検討の内容に関する情報を開示すると、人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、文書7は、法第14条第7号の不開示情報に該当する。

(2) なお、文書7は、メールの件名、送受信者、送信日時、本文等の記載及び添付ファイルの内容等が一体となって職員間の協議・検討の内容を構成するものであるから、文書7は、社会通念上、1個の独立した一体的な情報を作成する。

仮に、文書7が全体として1個の独立した一体的な情報を構成しないとしても、文書7のうち、2枚目の4行目及び3枚目の部分は、ある文書が上記職員間でやり取りされたこと及び同文書の内容が記載されたものであり、上記職員間で当該文書がやり取りされたという事柄が一体となって、職員間の協議・検討内容を構成するものであるから、少なくとも、同部分は、1個の独立した一体的な情報を構成するものというべきである。また、文書7のうち、1枚目の37行目並びに2枚目の1行目及び2行目の部分についても、ある文書が上記職員間でやり取りされたことが記載されたものであり、上記職員間で当該文書がやり取りされたという事柄が一体となって職員間の協議・検討内容を構成するものであるから、少なくとも、同部分は、1個の独立した一体的な情報を構成するものとみるべきである。

6 通し番号33及び34の文書（平成21年12月2日付け電子メール。以下「文書10」という。）

(1) 文書10は、法務省人権擁護局担当官と大津地方法務局担当官との間ににおける、本件人権侵犯事件に関する協議・検討の内容が記載されたものであるところ、前記第1の2のとおり、職員間の協議・検討の内容に関する情報を開示すると、人権侵犯事件の調査処理に係る職員による事務の適正

な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、文書10は、法第14条第7号の不開示情報に該当する。

(2) なお、文書10は、メールの件名、送受信者、送信日時、本文等の記載及び添付ファイルの内容等が一体となって職員間の協議・検討の内容を構成するものであるから、文書10は、社会通念上、1個の独立した一体的な情報を構成するものというべきである。

仮に、文書10が全体として1個の独立した一体的な情報を構成しないとしても、文書10のうち、1枚目の9行目及び2枚目の部分には、ある文書が上記職員間でやり取りされたこと及び同文書の内容が記載されており、上記職員間で当該文書がやり取りされたという事柄が一体となって職員間の協議・検討内容を構成するものであるから、少なくとも、同部分は、1個の独立した一体的な情報を構成するものとみるべきである。

第3 開示を相当とする部分について

- 1 文書6、文書7、文書10及び通し番号42の文書（以下「文書12」という。）の電子メールの件名部分（文書6（1箇所）、文書7（3箇所）、文書10（1箇所）文書12（1箇所、5行目の件名を除く。）については、開示したとしても人権擁護行政事務に支障を来たすおそれはないと考えられることから、任意に開示することとする。
- 2 また、ほかに、「電話聴取書（平成21年11月27日付け）」が存在し、本件対象保有個人情報に該当すると認められるため、追加して開示することとする。ただし、同文書のうち、受信者欄及び本文の記載については、理由説明書4(3)の審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該関係者を推認させる情報に該当し、法第14条第7号の不開示情報に該当するため、不開示とする。

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏名) _____

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第 13 条の規定に基づき、請問
庁の閲覧に供することは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)

